

# 会議・打合せ・視察顛末書

							記録者	石山 駿		
決裁	市長	副市長	教育長	部長	次長	課長	課長補佐	主査 係長	査長	グループ員
	/									
件名	令和5年第10回龍ヶ崎市教育委員会定例会									
年月日	令和5年10月25日(水)午後2時00分～午後2時40分									
場所	龍ヶ崎市役所5階第1委員会室									
出席委員	大古輝夫教育長、根本勇一教育長職務代理者、野中浩委員、山崎麻里委員、膳法亜沙子委員									
欠席委員	なし									
傍聴者	2名									
出席者	教育部長 教育委員会事務局次長 教育総務課長 文化・生涯学習課長 指導課長 教育センター所長 学校給食センター所長 教育総務課長補佐 教育総務課教育総務グループ主幹					中村 兼次 大堀 敏雄 名島 正博 国松 美浩 千葉 幸子 熊澤 つむぎ 岩井 務 海老原 弘一 石山 駿				
議事日程	1 開会 2 前回会議録の承認 3 教育長報告 4 議事 議案第1号 長山中学校区に設置する義務教育学校の名称について 議案第2号 龍ヶ崎市学区審議会への諮問について 議案第3号 龍ヶ崎市図書館協議会委員の任用について 議案第4号 龍ヶ崎市立学校における学校運営協議会に関する規則について 5 協議事項 (1) 大宮小学校・龍ヶ崎小学校統合準備会について 6 報告事項 (1) コミュニティ・スクールの設置にかかる対象学校の選定について 7 閉会									
教育長	(1) 開会 委員の皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。 本日の会議は、全委員が出席されており、定足数に達しておりますので、令和5年第10回龍ヶ崎市教育委員会定例会を開会いたします。									
教育長	(2) 前回会議録の承認 はじめに、9月に開催した定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。									

全 委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、会議録については、原案のとおり承認いたします。
教 育 長	(3) 教育長報告 続きまして、教育長報告をさせていただきます。 (市民スポーツ・レクリエーションまつり2023、流通経済大学教職課程の学生に対する講話、前期終業式・後期始業式、令和6年度学校予算ヒアリング、令和6年4月新入学児の就学時健康診断、龍ヶ崎小学校PTA役員への説明、臨時庁議、就学時健診における家庭教育に関する説明、偉人マンガ検討会議、令和5年度第3回 龍ヶ崎市文化協会本部会・理事会、令和5年度館林市・龍ヶ崎市子ども会親善交流会、旧竹内農場赤レンガ西洋館 竣工100周年記念式典、埋蔵文化財試掘調査、埋蔵文化財照会件数、学校運営研究協議会、管理訪問、適応指導教室「夢ひろば」スポーツ大会、適応指導教室「夢ひろば」前期終業式、市民講座「家庭で行うカウンセリングの進め方」(第3回)、適応指導教室「夢ひろば」後期始業式、第4回生徒指導連絡会、第6回龍の子支援会議、小中学校合同給食主任会)
教 育 長	私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	(4) 議案第1号 長山中学校区に設置する義務教育学校の名称について それでは議事に入ります。議案第1号「長山中学校区に設置する義務教育学校の名称について」事務局から説明をお願いします。  (教育総務課長 議案第1号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第1号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第1号については、原案のとおり可決されました。  (5) 議案第2号 龍ヶ崎市学区審議会への諮問について 続いて、議案第2号「龍ヶ崎市学区審議会への諮問について」事務局から説明をお願いします。  (教育総務課長 議案第2号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第2号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	改正前の欄にある松葉小学校と長山小学校の学区の区域をそのまま義務教育学校の区域としているというわけでございます。新たなものが付け加わったり、何かを削ったりというものではありません。

	<p>それでは、採決に移ります。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。</p>
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第2号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	<p>(6) 議案第3号 龍ヶ崎市図書館協議会委員の任用について          続いて、議案第3号「龍ヶ崎市図書館協議会委員の任用について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(文化・生涯学習課長 議案第3号について説明)</p>
教 育 長	ただいま、議案第3号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	<p>(7) 議案第4号 龍ヶ崎市立学校における学校運営協議会に関する規則について          続いて、議案第4号「龍ヶ崎市立学校における学校運営協議会に関する規則について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(文化・生涯学習課長 議案第4号について説明)</p>
教 育 長	<p>ただいま、議案第4号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>現状の学校評議員制度とは性格の異なるものです。これについては、我々教育委員会事務局はもちろんのこと、学校長や関係する機関等で研修を進めているところでございます。また、実際に学校運営協議会の委員になられる方に対しても、研修や啓発を実施して進めていく予定です。</p>
野 中 委 員	現行の評議員制度は残るのですか。
文化・生涯学習課長	協議会を導入するモデル校については、評議員はなくなります。モデル校以外については、現行の制度で運用します。
教 育 長	評議員制度から協議会制度に一斉に変えるわけではございません。まずはモデル校を設置して、そこでいろいろな問題を解決しながら順次導入していきます。一例として、長山中学校区小中一貫校の設置が令和9年度なので、そこには令和9年度以降に導入することになるかなといったところです。
野 中 委 員	委員の人数は増えるということですか。
教 育 長	<p>そういうことになります。</p> <p>評議員は5名で、報酬はありません。協議会委員の場合は、会議のたびに報酬を支払うので、市の非常勤特別職、公務員という扱いになります。</p>

野中委員	順次に全ての学校で導入されるということですか。
教育長	制度導入の環境が整った学校から順次そのようになります。そのためにモデル校を設置して、問題が生じないか精査していくということです。 そのほかございますか。
根本委員	規則第13条第2項において、対象学校の職員の任用に関する事項に意見を述べることができるとあり、かなり強い権限ですが、職員の任用に関してどの程度踏み込むことができるのでしょうか。
教育長	この先生が適さないからくびにしてくれと、そういうような人事権ではありません。ICTに特化した学校を作りたいので、それに長けた先生を要望してはどうかというような、人事の話があったときにその意見を参考にさせていただくということで、人事の任免に関することまで踏み込むというものではありません。
根本委員	分かりました。
膳法委員	そもそも、学校運営協議会を導入する理由が分からないので教えていただけますか。
文化・生涯学習課長	規則第1条に目的としてありますが、学校の運営に地域や保護者を巻き込んで取り組んでいこうというものです。
教育長	開かれた学校づくりに向けて、学校が担っている仕事の中で、地域の協力を得ることによって教育効果が高まるものや、先生や子どもたちが活動しやすくなる部分で御協力や御支援を頂きたい組織として立ち上げるものです。学校評議員制度のように、方針を説明した上で、それに対する評価を頂きながら、次年度の計画に生かすような関わりよりも、もうちょっと深い関わりになります。ですので、学校が示す学校経営方針についても承認を頂きます。こういう学校を作りたいと学校長が協議会の皆さんに御説明したときに、それについてはこういう学校を作ってもらいたいとか、この地域にはこんな特色があるからこういうところを生かしてもらいたいとか、この部分については私たちも手伝えるよといった前向きな御意見を頂きながら、それじゃあ協力してやっていきましょうというのが理想の形です。ですから、広く様々な立場の方から委員を募るということで、いわゆる元からいたPTA会長やその経験者といった方ばかりではない、地域のいろいろな組織・立場の方から広く委員を募って、いろいろな面から広い視野で学校経営に御協力頂けるようなことを提案していただけるといった組織であると認識していただきたいと思います。
根本委員	先々のことをお尋ねしますが、学校運営協議会は学校単独でやっていくのでしょうか。例えば、PTAでいうところの単P（単位PTA）に対する市P連（市PTA連絡協議会）というようにどんどん連合をつくって大きくなるような構想はあるのでしょうか。
文化・生涯学習課長	今の段階では、各学校に協議会をひとつ組織するというところまでです。
教育長	他市町村の先行事例をみて取り入れるべきことがあれば前向きに検討しますが、それは今後の調査研究です。
野中委員	小学校でも中学校でも組織するわけですが、小学校で委員になり、中学校でも委員になるという可能性もあるということですか。
文化・生涯学習課長	おっしゃるとおりです。

根本委員	私の調べた限り、小学校と中学校が一体となって同一の協議会を組織することもできるようですが、そういった点はいかがでしょうか。
文化・生涯学習課長	おっしゃるとおり、小学校でひとつ、中学校でひとつ組織する必要はなく、小中併せてひとつの協議会ということも可能です。しかし、現時点では、当市では、小中学校それぞれに組織することとしています。
教育長	令和9年度からの長山小中一貫校は、協議会も必然的に小中一体となるでしょうから、市内に義務教育学校が増えれば、小中一体の協議会も増えると思います。しかし、現段階ではひとつの学校にひとつの組織となります。 そのほかいかがでしょうか。
膳法委員	校長が考えていることと、学校運営協議会の他の委員が考えていることが食い違う場合に、どちらが優先されるとか、決まりごとが決まらないとか、そういった事態にはならないのでしょうか。
教育部長	お答えになるかどうか分かりませんが、協議会が学校に交渉するわけではないので、どこかで妥協点を見つけていくような流れになるのかなと思います。
教育長	学校の方針に対して、こうすればより良くなるのではないかという御意見は頂くとありますが、よほどのことがなければ、これではダメだから方針を一から作り直せという事態にはならないと考えています。また、協議会はそのような組織ではありません。それでは校長がいる意味もなくなってしまいますから。あくまで御理解を頂きながら、御協力頂けるようにしたいと考えています。 委員もいろいろな立場の方がなるでしょうから、多様な意見を頂戴することは非常に貴重なことです。
根本委員	規則第4条に学校運営協議会委員の構成が規定されていますが、これは必ずしもこの全員を満たす必要はないということですか。
文化・生涯学習課長	そのとおりでございます。このような方がふさわしいのではないかとということで、この中から選出するということです。
野中委員	委員は最大で15人ということですが、最少人数の規定はあるのでしょうか。
文化・生涯学習課長	最少人数の規定はありませんが、現行の学校評議員5人よりは多くなると想定しています。
教育長	報酬があり、予算計上も必要なので、最大人数は定めてあります。 そのほかございますか。よろしいですか。 それでは、採決に移ります。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり可決されました。
教育長	(8) 協議事項1 大宮小学校・龍ヶ崎小学校統合準備会について 次に協議事項です。協議事項1「大宮小学校・龍ヶ崎小学校統合準備会について」事務局から説明をお願いします。  (教育総務課長 協議事項1について説明)
教育長	ただいま、協議事項1について、説明がありましたが、これについて御意見や御

	質問等がございましたらお願いいたします。		
全 委 員	特になし。		
教 育 長	それでは、この内容に基づき手続を進めさせていただきます。		
教 育 長	<p>(9) 報告事項1 コミュニティ・スクールの設置にかかる対象学校の選定について</p> <p>次に報告事項です。報告事項1「コミュニティ・スクールの設置にかかる対象学校の選定について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(文化・生涯学習課長 報告事項1について説明)</p>		
教 育 長	<p>ただいま、報告事項1について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>補足ですが、馴染小学校区の地域コミュニティが非常に協力的な支援をいただいているということが選定の理由のひとつです。学校に委員の選定をお願いする際は、地域組織の方に御理解頂くように、運営協議会設立の動きを説明しながら進めていきたいと考えています。</p>		
教 育 長	<p>御質問等はありませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、閉会したいと思います。最後に、事務局から連絡事項がございます。</p>		
事 務 局	<p>次回以降の会議の日程についてお知らせします。11月の定例会を、11月22日(水)午後2時から予定しています。12月の定例会については、12月27日(水)午後2時からを予定しています。よろしくお願い申し上げます。以上です。</p>		
教 育 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。</p> <p><b>【議決事項】</b>  議案第1号 長山中学校区に設置する義務教育学校の名称について  議案第2号 龍ヶ崎市学区審議会への諮問について  議案第3号 龍ヶ崎市図書館協議会委員の任用について  議案第4号 龍ヶ崎市立学校における学校運営協議会に関する規則について</p> <p><b>【会議録調製年月日】</b>  令和5年11月9日</p> <p><b>【会議録調製者】</b>  龍ヶ崎市教育委員会事務局 教育総務課 主幹 石山 駿</p> <p>龍ヶ崎市教育委員会会議規則第15条及び第16条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。</p> <p style="text-align: right;">教育長 大古輝夫</p>		
情 報 公 開	公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条6号該当)
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日